

静岡県立大学入学者選抜実施委員会規程

平成19年4月1日 規程第33号

改正 平成24年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学学則第22条第1項及び静岡県立大学入学者選抜監理規則第2条の規定に基づき、静岡県立大学入学者選抜実施委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生募集要項のうち具体的事項。
- (2) 入学者選抜会場の選定に関する事。
- (3) 入学者選抜の監督事項及び監督者の割り振りに関する事。
- (4) 個別学力検査問題の保管及び試験場への配布に関する事。
- (5) 入学者選抜の執行及び答案の取扱いに関する事。
- (6) 入学者選抜終了後の諸資料の管理に関する事。
- (7) 入学者選抜実施期間中の事故の措置に関する事。
- (8) 前7号に掲げるもののほか、入学者選抜の実施についての学長からの諮問に関する事。
- (9) その他入学者選抜実施のための必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 各学部から選出された教員2人
- (3) 各研究科から選出された教員2人
- (4) 学府から選出された教員4人
- (5) 事務局長が指名する事務局職員7人
- (6) 学生部長が指名する学生部職員2人
- (7) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第4条 前条第2号から第7号までの委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学生部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理す

る。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 委員会に、学部入学者選抜の実施及び大学院入学者選抜の実施に関し、それぞれ部会を設けることができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(教育研究審議会への報告)

第8条 委員長は、毎年度、委員会の活動状況について、報告書を作成し、3月31日までに教育研究審議会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、学生部において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。